

石川県告示第227号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年6月14日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

発 起 人		加 入 区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
熊野 恭雄	鳳珠郡穴水町字甲子字125番地	穴水東部	行う。	石川県漁業協同組合 穴水支所
松尾 秀晴	鳳珠郡穴水町字甲子字169番地			
地蔵 康次	鳳珠郡穴水町字前波ホ字125番地			

公 告

能登半島地震アーカイブ(仮称)構築業務に係る企画提案書の募集公告
能登半島地震アーカイブ(仮称)構築業務について、次のとおり企画提案書を募集する。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

1 業務の概要

(1) 業務件名

能登半島地震アーカイブ(仮称)構築業務

(2) 業務内容

企画提案募集要項及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

石川県知事室戦略広報課

(5) 仕様書等の配布方法等

ア 配布期間

令和6年6月14日(金)から同年7月16日(火)まで

イ 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouhou/digitalarchive>

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。なお、共同企業体として参加する場合は、企画提案募集要項「4(2)共同企業体による参加」を満たすこと。

- (1) 国又は都道府県から、元請としてデジタルアーカイブの構築(関連資料の収集及びデジタル化作業も含め)に携わり、運用した実績を有するものであること。
- (2) 石川県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁(行政庁舎4階)
石川県知事室戦略広報課広報グループ
電話番号 076-225-1239
電子メール kouhou@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 参加表明の期限等

- ア 表明期限 令和6年6月21日(金)午後5時
イ 表明方法 企画提案募集要項に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 令和6年7月16日(火)午後5時
イ 提出方法 企画提案募集要項に示す方法による。

4 企画提案書の採否

- (1) 3(3)の提出期限までに提出のあった企画提案書について、令和6年7月下旬に開催する審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) 企画提案書の採否については、(1)の審査会実施後に応募者に対し文章で通知する。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の採否
要
- (3) 4(1)審査会への出席並びに提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
- (4) 詳細は、企画提案募集要項及び仕様書による。
- (5) この公告は、1(1)に係る予算が議会で議決されないときは、無効とする。

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に令和7年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

1 募集人員

保育学科(修業年限2年) I期試験 50名 II期試験 10名

2 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和7年3月修了見込みの者
(3) 文部科学大臣から(1)又は(2)と同等以上の資格を有すると認定された者

3 試験の日時

I期試験 令和6年12月4日(水) 午前9時から

Ⅱ期試験 令和7年2月15日(土) 午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

国語(現代文)

(2) 実技試験

音楽

次のA〈ピアノ〉又はB〈声楽〉のどちらか一方を選択する。

A 〈ピアノ〉

次のaからcまでの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、繰り返しなしとする。暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。

a. バイエルピアノ教則本より 原書番号60番(イ短調3/4拍子)から原書番号106番(ハ長調3/4拍子)の中から番号を持つ曲

b. ブルグミュラー25の練習曲より 第1から25番

c. ソナチネアルバムI巻より 第1から17番の第1楽章

B 〈声楽〉

次のdからfまでの中から受験生が任意に選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。移調可。

暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。必要な者は歌い出しの音をピアノで出すことができる。

d. 翼をください 山上路夫 作詞 村井邦彦 作曲

e. 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲

f. 花 武島羽衣 作詞 滝廉太郎 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I期試験 令和6年11月5日(火)から同月14日(木)まで

Ⅱ期試験 令和7年2月3日(月)から同月10日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

1 募集人員

専攻科(修業年限1年) I期試験 10名程度 II期試験 若干名

2 受験資格

保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者

3 試験の日時

I期試験 令和6年12月4日(水) 午前9時から

Ⅱ期試験 令和7年2月15日(土) 午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

小論文

(2) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I 期試験 令和6年11月5日(火)から同月14日(木)まで

II 期試験 令和7年2月3日(月)から同月10日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

三次元測定機 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月26日

(4) 納入場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和6年石川県告示第124号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和6年7月18日(木)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和6年7月31日(水)午前10時00分(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年7月31日(水)午前10時15分 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Coordinate measuring machine 1set

- (2) Delivery date

By 26 March 2025

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

10:00 a.m. 31 July 2024

- (5) Contact point for the notice

Administration Division Industrial Research Institute of Ishikawa

2-1 Kuratsuki Kanazawa Ishikawa 920-8203 Japan TEL 076-267-8080

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

野々市市土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	絹川 正博	野々市市本町二丁目11番14号	令和6年4月13日
〃	藤井 繁	野々市市栗田二丁目246番地	〃
〃	寺西 一栄	野々市市上林二丁目139番地	〃
〃	長 保 夫	野々市市下林四丁目131番地	〃
〃	元 進	野々市市三日市一丁目65番地	〃
〃	廣見 信夫	野々市市押野一丁目298番地	〃
監事	藤谷 嘉信	野々市市本町二丁目17番18号	〃
〃	進村 栄信	野々市市藤平128番地	〃
〃	北岡 達也	野々市市中林二丁目10番地	〃

二塚土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	塚野 登	金沢市南塚町304-1	令和6年3月31日
〃	梅田 一郎	金沢市北塚町西88	〃
〃	加野 一朗	金沢市稚日野町南7	〃
〃	矢木 猛	金沢市専光寺町ト165	〃
〃	海道 陽介	金沢市佐奇森町ホ127	〃
〃	寺田 基喜	金沢市二ツ寺町イ44	〃
監事	越山 秀一	金沢市専光寺町ト40	〃
〃	田村 真一	金沢市赤土町へ214	〃

河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	七田 満男	河北郡内灘町字大清台133番地	令和6年3月31日

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	松原 秋夫	かほく市大崎ト34番地1	令和6年3月31日
〃	野田 稔彦	かほく市大崎五字316番地1	〃
〃	中村 修一	かほく市大崎二字19番地	〃
〃	長原 克信	かほく市大崎ト58番地	〃
〃	小村 大	かほく市大崎ト5番地	〃
監事	小村 悟	かほく市大崎ホ1番地甲	〃
〃	油井 敏男	かほく市大崎東95番地	〃
〃	横山 勝則	かほく市大崎北140番地3	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

野々市市土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	絹川 正博	野々市市本町二丁目11番14号	令和6年4月14日
〃	藤井 繁	野々市市粟田二丁目246番地	〃
〃	村 浩幸	野々市市藤平田一丁目37番地	〃
〃	宮崎 嘉裕	野々市市清金二丁目78番地	〃
〃	清水 勇	野々市市堀内二丁目138番地	〃
〃	廣見 信夫	野々市市押野一丁目298番地	〃
監事	田圃 宏	野々市市本町四丁目5番14号	〃
〃	村井 義一	野々市市上林二丁目141番地	〃
〃	松野 俊一	野々市市三日市一丁目92番地	〃

二塚土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	西村 寛	金沢市古府2-228	令和6年4月1日
〃	武藤 健治	金沢市松島3丁目65	〃
〃	西野 儀彦	金沢市神野2-66	〃
〃	前田 誠一	金沢市南塚町92	〃
〃	橋本 英幸	金沢市北塚町西47	〃
〃	宇野 稔	金沢市稚日野町南6	〃
〃	吉道 進	金沢市専光寺町ト39	〃
〃	濱村 由久	金沢市佐奇森町ル45	〃
〃	長永 充伸	金沢市赤土町へ215	〃
〃	寺田 新治	金沢市二ツ寺町イ41	〃
〃	西村 章	金沢市袋島町北49番地	〃
監事	矢木 正治	金沢市専光寺町ト111	〃
〃	西村 正博	金沢市赤土町へ154	〃
〃	中谷 六興	金沢市稚日野町北276	〃

河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	坪内 健一	河北郡内灘町字宮坂ホ34番地6	令和6年4月1日

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	野田 稔彦	かほく市大崎五字316番地1	令和6年4月1日
〃	松原 秋夫	かほく市大崎ト34番地1	〃
〃	中村 修一	かほく市大崎二字19番地	〃
〃	長原 克信	かほく市大崎ト58番地	〃
〃	小村 大	かほく市大崎ト5番地	〃
監事	小村 悟	かほく市大崎ホ1番地甲	〃
〃	油井 敏男	かほく市大崎東95番地	〃
〃	西川 真悟	かほく市大崎北120番地1	〃

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

- 処分をした年月日 令和6年6月5日
- 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - 商号 株式会社米木工務店
 - 代表者の氏名 代表取締役 米木 千恵子
 - 主たる営業所の所在地 羽咋郡志賀町堀松卯の12番地
 - 許可番号 石川県知事許可(般-3)第4006号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実

株式会社米木工務店の役員は、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項及び同法第198条の罪により、令和6年4月25日に金沢地方裁判所において、懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、同年5月10日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝達志水町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (デジタル空中写真撮影、写真地図、数値図化)	令和6年5月13日から 令和7年3月31日まで	宝達志水町全域

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第2号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年6月14日

石川県知事 馳 浩

第2条の2第1項の表本庁の項中「担当課長」を「」に改め、同表手取川水道事務所の項中

「主事
技師」を「技師」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の石川県企業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

